

（仮称）北区健康づくり推進条例

—解説集（案）—

北区健康部健康政策課

<解説集について>

○【解説】

⇒ 各条文における解説文を示します。

○【関連調査・参考文献】

⇒ 条文を規定するための根拠（参考）となる調査等を記載しています。

なお、本条例制定にあたっては、以下の3種類のアンケート（健康づくりに関するアンケート）を実施しています。

本解説集内においては、「アンケート（●●向け）」と記載しています。

（1）子ども向けアンケート

- ① 対象：区立小・中学校の全児童生徒 約 19,000 人
- ② 期間：令和7年12月3日（水）～12月17日（水）
- ③ 方法：学習用端末による調査及び回答
- ④ 回答状況：有効回答数 652 件（回収率 3.4%）
（小学校低学年：161 件、小学校高学年：285 件、中学生：206 件）

（2）区民向けアンケート

- ① 対象：16 歳以上の区民 2,000 人（無作為抽出）
- ② 期間：令和7年12月3日（水）～12月17日（水）
- ③ 方法：調査票を郵送し、郵送または Web による回答
- ④ 回答状況：有効回答数 846 件（回収率 42.3%）
（郵送：578 件（68%）、Web：268 件（32%））

（3）企業向けアンケート

- ① 対象：区内事業者
- ② 期間：令和7年11月20日（木）～令和8年1月7日（水）
- ③ 方法：Web 上での調査（メール配信等）、Web による回答
- ④ 回答状況：有効回答数 80 件

目 次

前文	1
第1章 総則 第1条—第8条	3
(第1条 目的)	3
(第2条 定義)	4
(第3条 基本理念)	6
(第4条 区の責務)	8
(第5条 区民の役割)	12
(第6条 事業者の役割)	15
(第7条 保健医療関係者の役割)	17
(第8条 健康づくり関係者の役割)	18
第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条	19
(第9条 計画・施策)	19
(第10条 連携・協働)	21
(第11条 調査・研究)	21
(第12条 北区健康づくり推進期間)	22
(第13条 区民等に対する支援)	23
第3章 雑則 第14条	23
(第14条 委任)	23
付 則	23

前文

生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らすことは、区民共通の願いであり、区民一人ひとりの健康は、明るく活力に満ちた社会を支える基盤である。

区では、これまで「元気環境共生都市宣言」、「北区ヘルシータウン21」等の計画に基づき、区民の健康づくりを推進してきた。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、区民の健康を取り巻く環境が大きく変化し健康課題がますます高度化・多様化する中で、健康寿命を延伸し、地域社会全体において持続可能な取組を進めることが求められている。

このような状況において、区民一人ひとりが健康への関心と理解を深めるとともに、地域社会全体で互いに支え合い、安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

このため、誰もが生きがいを感じながら、自分らしい生活を送り、生涯にわたり健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】前文では「条例制定の趣旨」を明らかにします。

- 本条例制定の背景や趣旨に加え、北区のこれまでの健康づくりに係る取組みやこれから目指す社会についても示したものです。
- 健康づくりは、年齢や疾病・障害の有無に関わらず区民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に取り組むことが大切です。
- しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化（主要な疾病は感染性疾患や栄養障害から非感染性疾患へ移行）等により健康課題はますます高度化・多様化し、健康づくりの推進は、行政の取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、区民の健康づくりの取組を地域社会全体で支援する健康づくりを進める必要があります。
- このため、行政機関及び関係機関等が一体となって、健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、全ての区民が自分らしく健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、本条例を制定するものです。

(健康)

- 世界保健機関（WHO）憲章では、「健康」を次のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であることをいいます。」

近年では、この解釈に加え、一人ひとりの尊厳や生活の質なども健康の要素という考えに広まっています。

(元気環境共生都市宣言)

- 区では、「環境共生都市」と「健やかに安心してくらするまち北区」を区民とともに実現し、将来にわたって健康と環境への願いを明らかにするために「元気環境共生都市」を平成17年10月29日に宣言しました。

(北区ヘルシータウン21)

- 北区ヘルシータウン21は、10年間の総合健康づくり計画であり、健康増進法の第8条第2項に基づき、健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「市町村健康増進計画」として定めたものです。また、本計画は、食育基本法第18条第1項に定める「市町村食育推進計画」、及び自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」としても位置づけられています。さらに、国の健康づくり計画である「健康日本21（第三次）」、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の視点が加えられています。

(健康寿命)

- 2000年に世界保健機関（WHO）が提唱した概念です。厚生労働省は、わが国における健康寿命の定義を「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と示しています（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示430号））。



第1章 総則 第1条—第8条

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の役割を明らかにするとともに、連携・協働による健康づくり施策を推進することで、全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】本条は、条例の「目的」を定めたものです。

- この条例では、本条例の目的が「全ての区民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与すること」であることを明らかにしています。
- また、区民の健康づくりの推進に関する基本理念（第3条）を定め、その基本理念に基づく区の責務（第4条）、区民等の役割（第5条～第8条）を明らかにするとともに、高度化・多様化する健康課題へ地域社会全体で対応できるよう、多様な主体の連携・協働（第10条）による健康づくり施策を推進することを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無に関わらず、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 区民 区内に居住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 三 事業者 区内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- 四 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、区民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいう。
- 五 健康づくり関係者 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者のほか、教育機関、地域活動団体その他の健康づくりの推進に資する取組を行うものをいう。

【解説】本条は、条例の主要な「用語の定義」を定めたものです。

(健康づくりについて)

- 健康づくりは、全ての区民が、性別や年齢、心身の状態など個人が状況に応じて主体的に取り組むことが大切であり、単に「病気にならないための取組」ではなく、「心身の状態を整えて、より健康な状態へ近づくための取組」として、健康の保持・増進や、未病（心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、全ての変化の過程を表す概念）への対応を図ることを指します。

(事業者について)

- 事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。

(保健医療関係者について)

- 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等）、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、柔道整復師、救急救命士、言語聴覚士等）等の団体や個人を指します。

(健康づくり関係者について)

- 健康増進法第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者は、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等に基づく保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合等）、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等の団体を指します。
- このほか教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）や地域活動団体（社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブ等）、NPO法人やボランティア団体等、具体的な機関、団体を指します。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、区民の健康寿命延伸のため、各々の役割を踏まえるとともに、相互に連携・協働し、健康づくりの推進に一体となって取り組むこと。

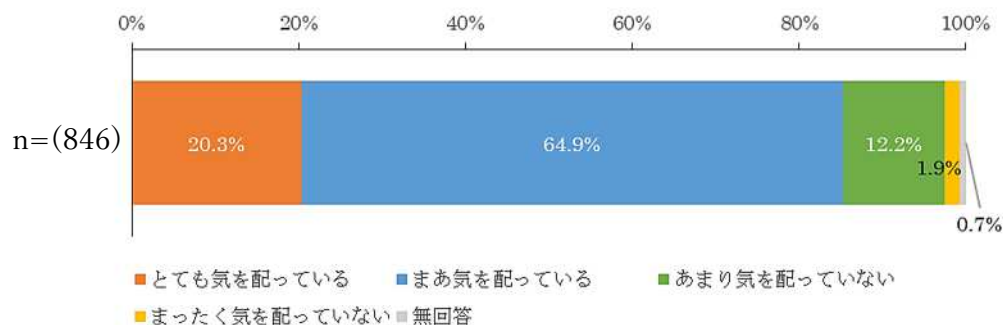
【解説】本条は、条例の「基本理念」を定めたものです。

- 区民の健康づくりは、一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要です。
- このため、健康づくりのために、全ての区民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、食生活の改善、適度な運動・休養等による生活習慣病の予防や、疾病の早期発見、早期治療を行うための特定健診、がん検診、特定保健指導の受診等、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを、基本理念として規定しています。
- また、健康づくりの推進は、個人の努力だけでは困難な側面もあり、一人ひとりの取組が継続できるよう、地域社会全体で支援する必要があります。このため、多様な主体が相互に連携・協働して健康づくりの推進に一体となって取り組むことを規定しています。

【関連調査・参考文献】

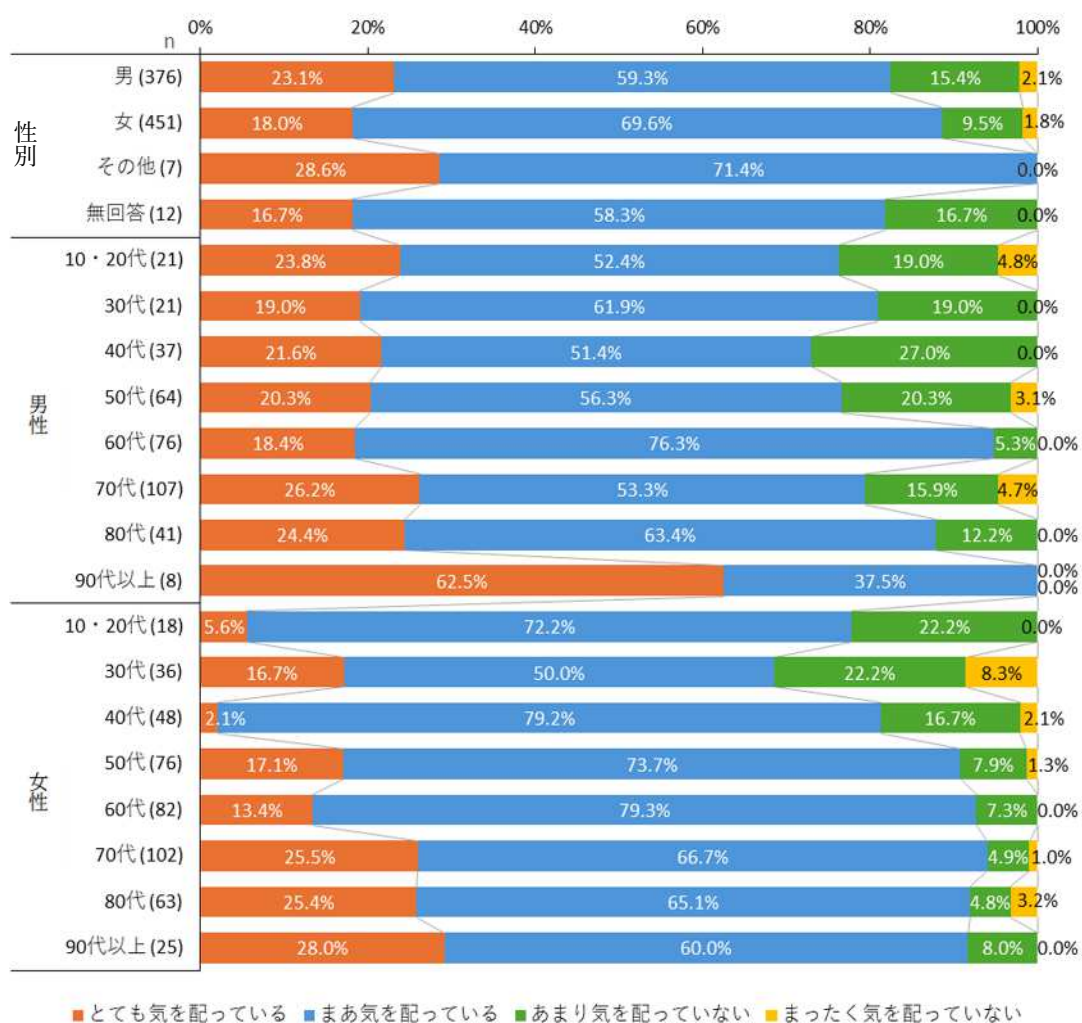
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民は日ごろ、「自分の健康に気を配っている」割合は8割台半ばとなっている一方で、性・年齢別でみると、年齢が若くなるにつれて「自分の健康に気を配っている」割合が低くなる傾向がみられます。
- このため、若年層の段階から“生涯にわたって”関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

問4 あなたは日ごろ、ご自分の健康に気を配っていますか。(○は1つだけ)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

〈性別／性・年齢別〉



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、健康づくりに資する情報を提供しなければならない。

3 区は、区民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、区民の健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に寄与するため、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者と連携・協働した施策の実施に努めなければならない。

【解説】本条は、健康づくりを推進する上での「区の責務」を定めたものです。

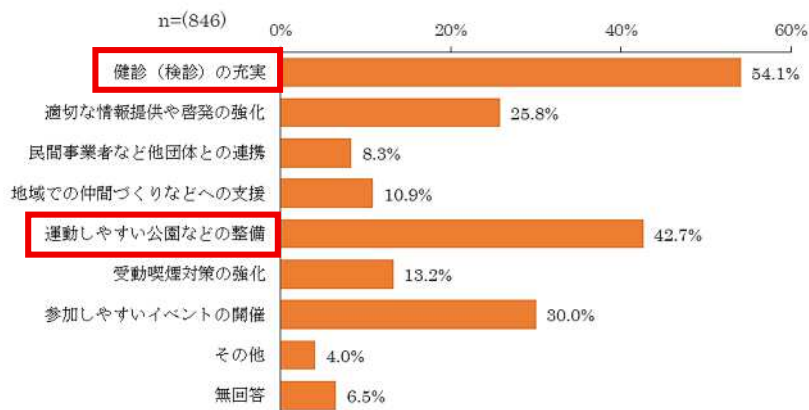
- 区は健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、計画的な施策の実施に必要な計画については、次の「第2章 健康づくりに関する基本的事項」の中で示しています。
- 健康づくりに資する情報とは、各種健診、助成金、セミナー及びイベント情報等、各主体が健康づくりに関する活動を推進するうえで参考とする情報を提供することとしています。

【関連調査・参考文献】

(第1項について)

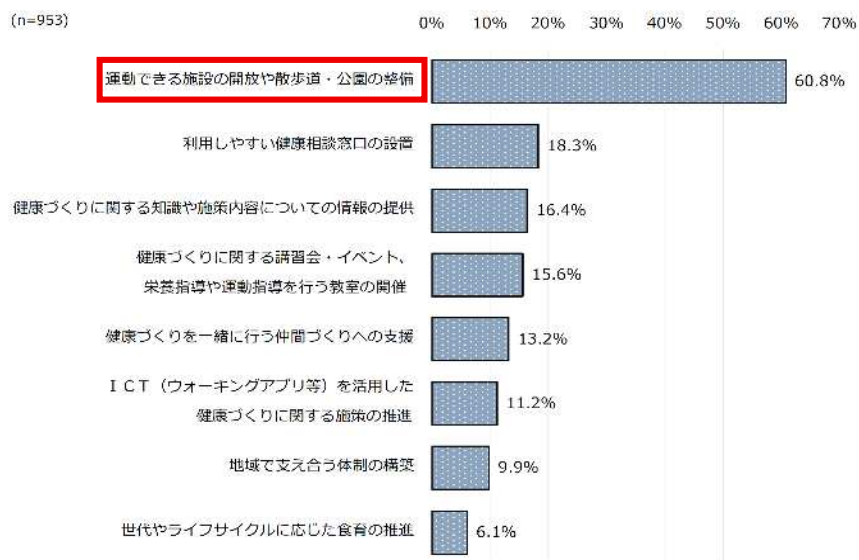
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民が自身の健康維持のために区に求めることとして、「健診（検診）の充実（54.1%）」「運動しやすい公園などの整備（42.7%）」が約半数。次いで、「参加しやすいイベントの開催（30.0%）」「適切な情報提供や啓発の強化（25.8%）」となっており、令和3年に実施した「北区民意識・意向調査」でも「散歩道や公園の整備」に係る要望が多くなっています。
- このため、区はソフト・ハードの両面から“健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施”することを区の責務として規定しています。

問16 ご自身の健康を維持・向上させるために北区に求めるもの（必要だと思うもの）はどれですか。（あてはまるものすべて）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問 区では、ここからだの健康づくりを推進しています。
もっと力を入れてほしいと思う取組みはどれですか。（複数回答）

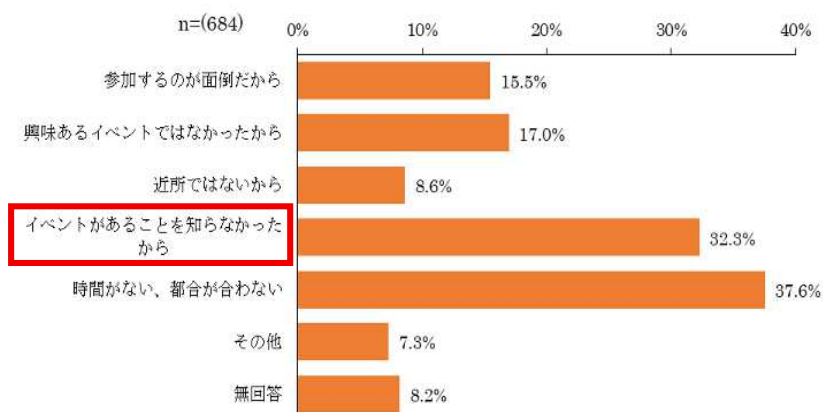


出典：北区民意識・意向調査（北区 令和3年）

(第2項について)

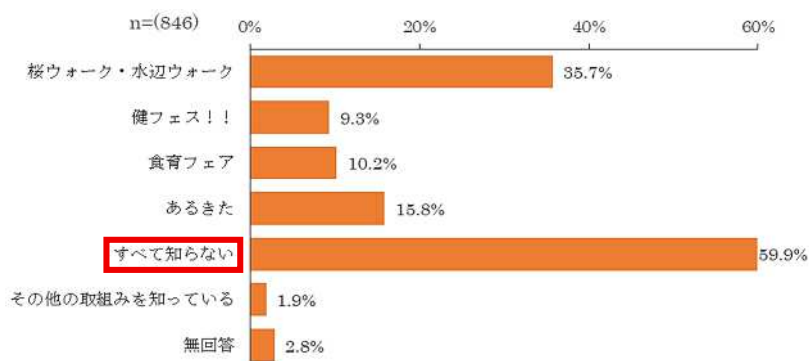
- 区のアンケート（区民向け）によると、区民の「北区の健康づくり事業に参加しない理由」として、個々の事情が要因と考えられる「時間がない、都合が合わない（37.6%）」を除くと、「イベントがあることを知らなかったから（32.3%）」が最も多く、「北区の健康づくり事業の認知度」についても「すべて知らない（59.9%）」が最も多くなっています。
- また、区のアンケート（企業向け）においても、「健康への取組みに対する区から必要な支援」として、「情報提供（45.0%）」が最も多く、区からの積極的な情報提供が多様な主体に対して必要なことから区の責務として規定しています。

問14 問12のイベントに参加しない理由はどれですか。（あてはまるものすべて）



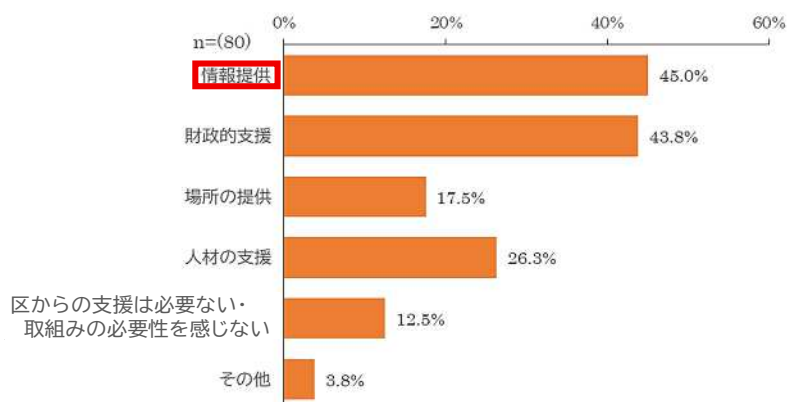
出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問11 北区の健康に関する取り組みを知っていますか。次の中から、内容も知っているものをすべて選んでください。（あてはまるものすべて）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問7 上記の取組みを行うにあたって、区から必要な支援はありますか。（複数選択可）

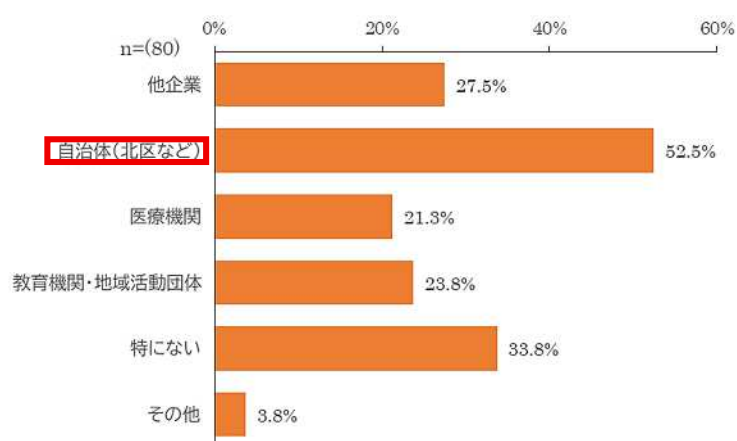


出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

（第3項について）

- 区のアンケート（企業向け）によると、企業の「現在の健康づくりに関する取組みの実施や充実のために連携したい団体（相手先）」として、「自治体（52.5%）」が最も多く半数を超えています。高度化・多様化する健康課題に対応するため、区側からも積極的に連携・アプローチし、多様な主体との連携・協働を推進していくことが必要であることから責務として規定しています。

問10 現在の取組みや今後の取組みの充実のために連携したい団体等がありますか。（複数選択可）



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(区民の役割)

第5条 区民は、健康に関する知識と理解を深めるとともに、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組むため、健康診断の定期的な受診等による自らの心身状態の把握や、家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「区民の役割」を定めたものです。

- 健康づくりは、一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要であることから、自らが心身の状態を把握し、健康づくりに主体的、継続的に取り組むよう努めることとしています。
- 具体的には、食生活の改善、適度な運動や休養等による生活習慣病の予防や、歯や口腔機能の向上、こころの健康等、自らの心身の状態を把握し、その状況に応じた健康づくりに努めるものとします。

(自らの心身状態の把握について)

- 区民は、区や事業者の取組、保健医療関係者の保健医療サービス、医療保険者などの健康づくり関係者の保健事業を活用し、特定健診やがん検診、歯科健診、人間ドック等の健康診査を受診することなどで、自らの健康状態を把握します。

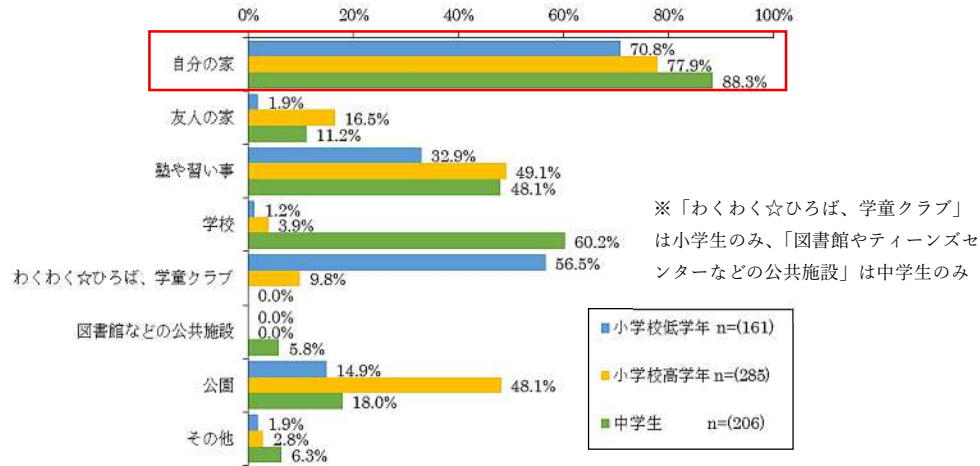
(家庭や学校、職場、地域等における健康づくりの推進に関する活動について)

- 区民が健康づくりに取り組むにあたり、個人としての取組だけでなく、家庭や学校、地域等、活動の場を広げてともに取り組み、支え合うことが大切です。
- 家庭は、個人の健康を支え、守る最小のコミュニティであり、子どもにとっては健やかな成長を育む場となっています。

区においても、放課後に自分の家で過ごす児童・生徒が過半数となっているほか、東京都と比較すると、「1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く）60分未満の児童・生徒の割合」が高いことから、家庭内のコミュニケーション等を通じて、規則正しい生活習慣を実施することも重要です。

【関連調査・参考文献】

問4：放課後は、どこで過ごすことが多いですか。あてはまるものをすべて選んでください。

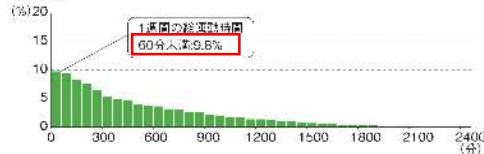


出典：健康づくりに関するアンケート調査（こども向け）（北区 令和8年3月）

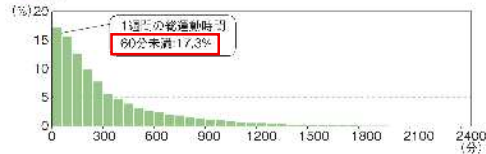
（小学生 全国 1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く））（5年生対象）

〈1〉1週間の総運動時間の分布

●男子

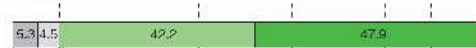


●女子

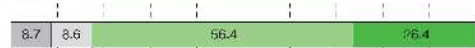


〈2〉1週間の総運動時間別の児童の割合

●男子



●女子



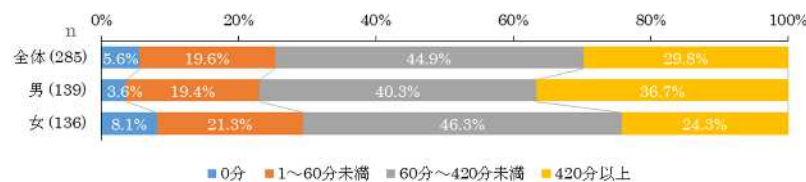
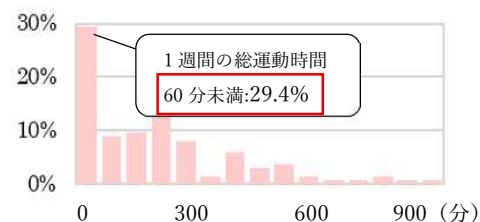
出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁 令和7年）

（小学生 北区 1週間の総運動時間（保健体育の授業を除く））（高学年対象）

●男子



●女子



出典：健康づくりに関するアンケート調査（こども向け）（北区 令和8年3月）

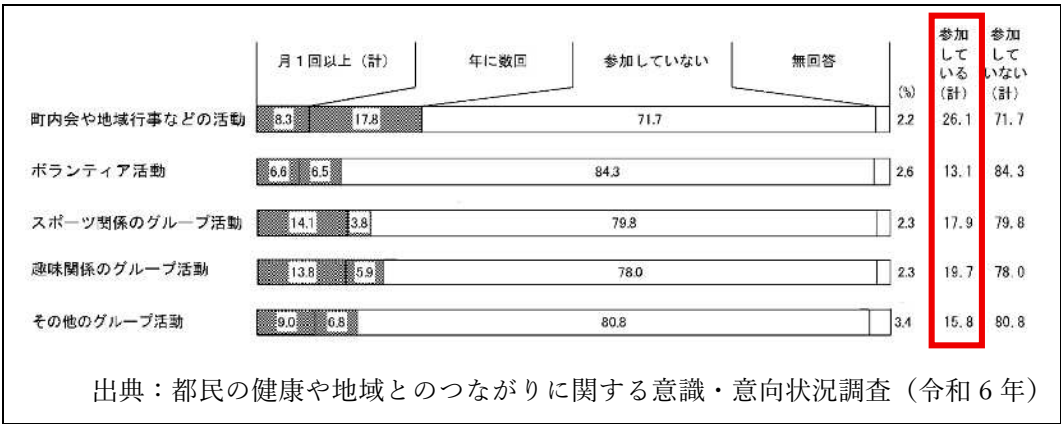
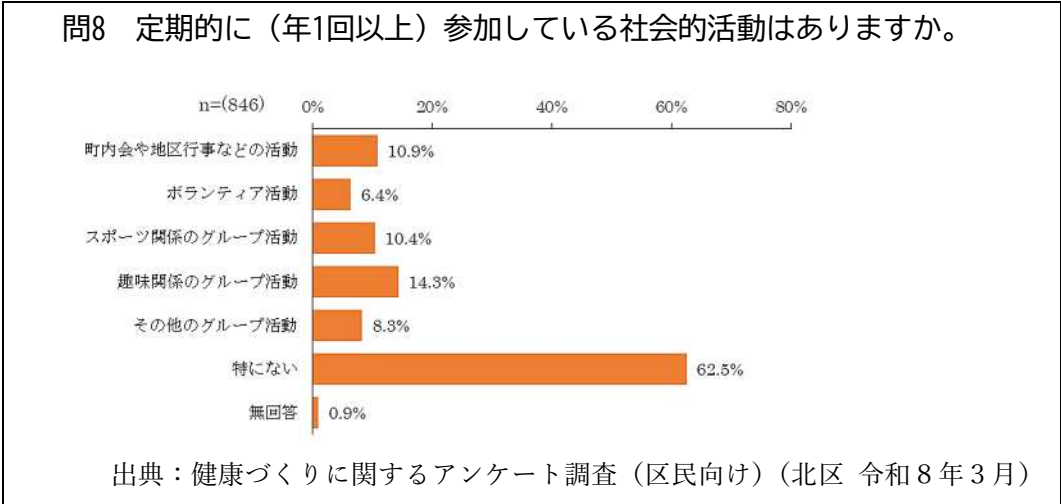
○ 学校は、子どもに対する食育や健康教育等を通じて、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む、生活習慣を身につけることが期待されます。

○ 職場では、事業者が実施する健康診査等の受診や健康づくりイベント等への積極的な参加が期待されます。

○ 地域においては、「住民相互の信頼感が高い地域ほど、自己の健康に対する評価が高く、地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態が良いことが報告されている（東京都保健医療局HP）」とされ、区においても、以下の調査分析から、ソーシャルキャピタル（地域のつながり）を一層推進していくことがとても重要です。

【関連調査・参考文献】

- ・東京都の調査と比較すると、区は年1回以上の活動を対象としたにも関わらず、全ての項目（活動）において参加している割合が少ない。



(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの活動を通じて地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「事業者の役割」を定めたものです。

- 事業者は、労働安全衛生法により、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、従業員の安全と健康を確保することが求められており、人手不足や従業員の高齢化を背景に「健康経営」への関心が中小企業にも広がっています。

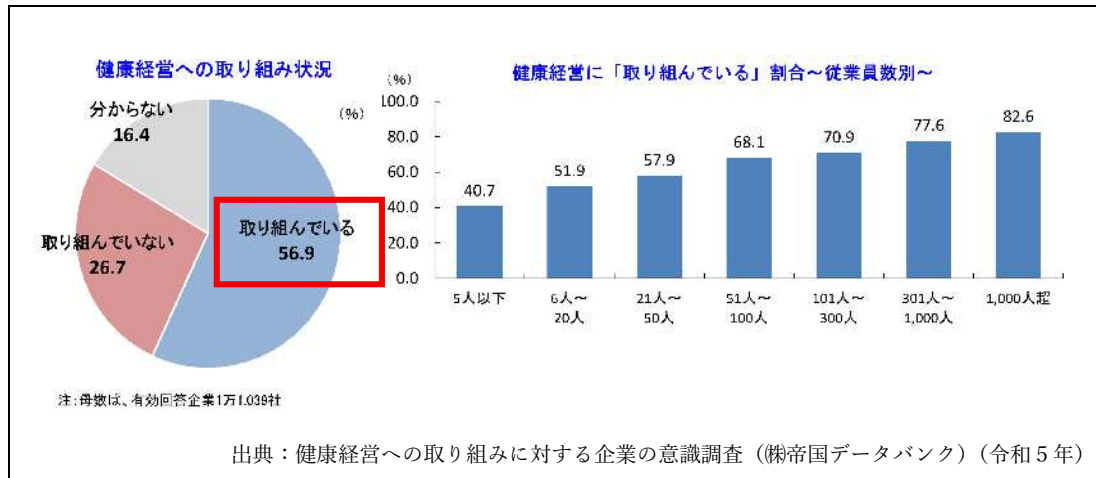
<健康経営について>

- ・ 「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の商標登録であり、従業員等の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践する経営手法を示します。

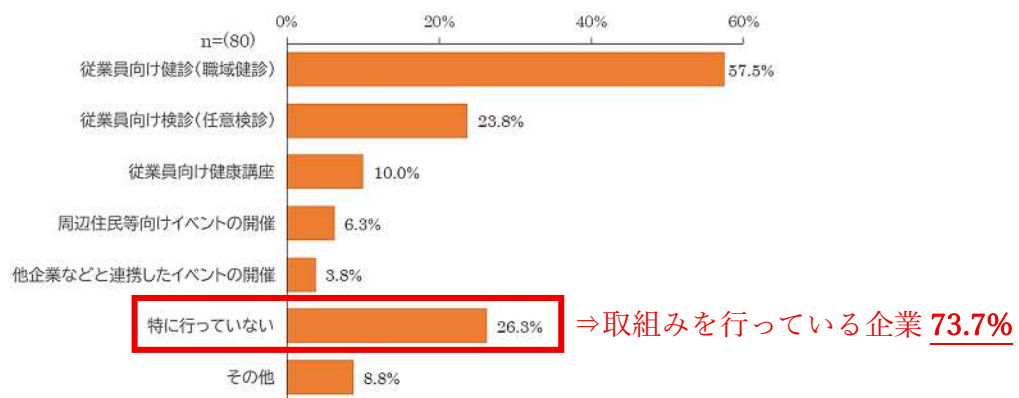
※健康経営…「健康診断・がん検診」「食生活の改善」などを含むもの
(東京都保健医療局 HP より)

- また、労働安全衛生法の改正（令和7年法律第33号）により、これまで労働者数50人未満の事業場については努力義務とされてきた「ストレスチェック」も実施を義務化される（公布後3年以内に政令で定める日）など、職場でのメンタルヘルス対策の推進も含めた職場環境の整備が求められています。
- このため、健康診断や健診機会の確保等、従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備をはじめ、各種セミナーの開催等自らの活動を通じた地域貢献、働く世代の健康づくりには事業者の有する影響も大きいことから、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。
- なお、(株)帝国データバンクが実施した「健康経営への取組に対する企業の意識調査(R5)」(全国)と比較すると、健康への取組みを行っている区の企業の割合は高くなっていますが、法律で定められる職域健診に比べると任意の取組はいずれも半数以下となっており、7割以上の企業が「(健康への取組みについて)改善の必要がある」と回答していることから、区の企業においても健康への取組意識・必要性が高まっていることがわかります。

【関連調査・参考文献】

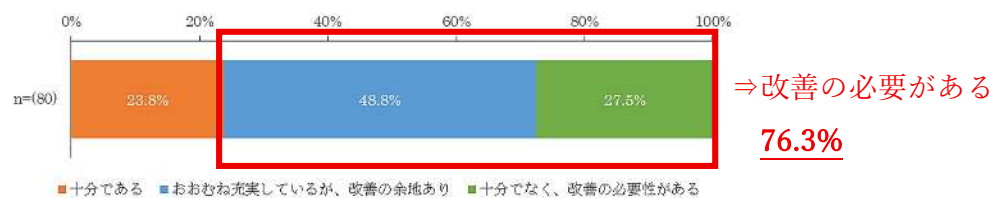


問4 現在、御社ではどのような健康への取組み（健康経営）を行っていますか。
1つだけ選んでください。



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

問5 御社での健康への取組み充実度について、どのように感じていますか。



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(保健医療関係者の役割)

第7条 保健医療関係者は、区民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう努めるとともに、健康づくりに関する普及啓発や、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「保健医療関係者の役割」を定めたものです。

- 保健医療関係者は、第2条第4号に規定する者をいいます。

保健医療関係者は保健医療サービスの実施主体として、診療・看護等をはじめ、健康相談・歯科保健相談等の各種相談、特定健診やがん検診、特定保健指導等について、区民が適宜受けられるよう努めることとしています。

<保健医療関係者について>【再掲】

- ・ 医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等）、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、柔道整復師、救急救命士、言語聴覚士等）等の団体や個人を指します。
- 加えて、各種講座の実施による健康づくりに関する普及啓発をはじめ、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。

図表 3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



出典：北区国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画（北区 令和6年3月）

(健康づくり関係者の役割)

第8条 健康づくり関係者は、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援するため、区民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりや情報提供等の普及啓発に努めるとともに、区が推進する施策へ連携・協働するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりに関する「健康づくり関係者の役割」を定めたものです。

- 健康づくり関係者は、第2条第5号に規定する者をいいます。

<健康づくり関係者について>【再掲】

- ・ 健康増進法第六条第一号から第六号まで及び第十号に掲げる医療保険者は、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等に基づく保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合等）、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等の団体を指します。
- ・ このほか教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）や地域活動団体（社会福祉協議会、自治会、婦人会、老人クラブ等）、NPO法人やボランティア団体等、具体的な機関、団体を指します。

(医療保険者の役割について)

- 医療保険者は、特定健診、特定保健指導の実施主体として、区民が（加入者）が受診しやすい環境の整備及び情報提供に努めることとしています。

(教育機関の役割について)

- 教育機関においては、心身の発達や疾病の予防・食育・歯と口腔の健康・飲酒・喫煙・薬物乱用防止などの健康づくりに関する学びの場の提供等に努めることとしています。

(地域活動団体等の役割について)

- 地域活動団体等は、健康づくりに資するセミナーの開催など、自らの活動を通じて区民の健康づくりを支援することに努めることとしています。

(連携・協働について)

- また、全ての健康づくり関係者について、区が実施する施策と連携・協働するよう努めることを規定しています。

第2章 健康づくりに関する基本的事項 第9条—第13条

(計画・施策)

第9条 区は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 区は、計画を策定する際には、あらかじめ、東京都北区健康づくり推進協議会条例（平成十年三月三十日条例第三号）に規定する東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 区は、計画を策定した際には速やかに公表するとともに、達成状況について、東京都北区健康づくり推進協議会の意見を聴き、適切な時期に評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

5 区は、第4条に規定する区の責務を果たすため、次に掲げる分野に係る施策を計画に基づき実施する。

ア 身体健康

イ こころ健康

ウ 歯と口腔健康

エ その他健康づくりを推進するために必要と認められる分野

【解説】本条は、健康づくりに関する施策を推進するための計画の策定等について定めたものです。

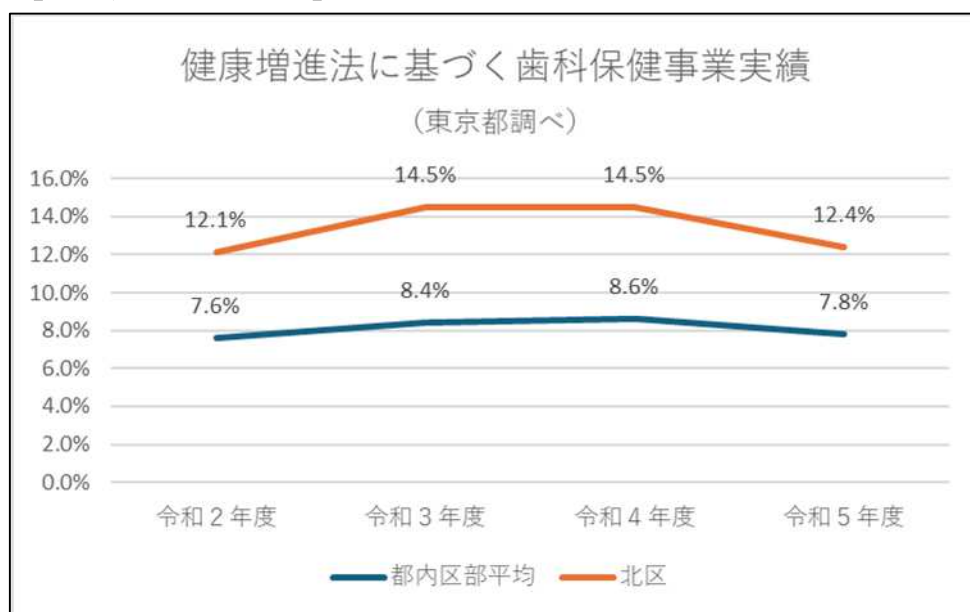
○ 第4条に規定の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定する旨を定めています。「目標等を定めた健康づくりの推進に関する計画」とは以下のとおりです。

- ・市町村健康増進計画（健康増進法 第8条第2項）
- ・市町村食育推進計画（食育基本法 第18条第1項）
- ・市町村自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第2項）

○ 区では、健康増進法の施行に併せ、同法第8条第2項の規定による市町村健康増進計画「北区ヘルシータウン21」（10か年計画）を平成14年度に策定。現在は市町村食育推進計画及び市町村自殺対策計画を包含した「北区ヘルシータウン21（第三次）」を令和5年度に策定し、健康増進、疾病対策、親子の健康、こころの健康の分野別に評価指標と目標値を掲げ、様々な施策を実施しています。

- 計画の策定や変更にあたっては、東京都北区健康づくり推進協議会から意見聴取を行うことや、策定内容の公表することを規定しており、達成状況についても同様としています。
- また、厚生労働省の健康日本21（第三次）推進のための説明資料（令和5年5月）によると、「近年は口腔の健康が全身の健康にも関係していることが指摘されるなど、全身の健康を保つ観点からも、歯・口腔の健康づくりへの取組が必要」とされており、近年の区の歯周疾患検診の受診率の高さを維持することなどの観点から、身体とこころに加えて“歯と口腔”の健康に係る分野の施策を計画に基づき実施することとしています。

【関連調査・参考文献】



出典（数値）：東京の歯科保健-東京都歯科保健医療関係資料集-（東京都 令和3～7年）

(連携・協働)

第10条 区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する情報及び活動機会の共有その他の方法により、相互に連携・協働を図りながら、健康づくりの推進に関する取組を効果的に実施するよう努めるものとする。

2 区は、健康づくりを効果的に推進するため、国、都及びその他自治体と連携等を図るよう努めるものとする。

【解説】本条は健康づくりに関する多様な主体の「連携・協働」を定めたものです。

- 区民の主体的な健康づくりへの取組を効果的に推進するため、区、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者、それぞれの主体がその専門性に沿った健康に関する情報や健康づくりを实践する機会等の共有など、相互に連携・協働して取り組むよう努めることとしています。
- 「健康に資する情報発信・PR事業や相談事業」、「健康づくりに携わる人材育成及び研修事業」等の実施について、多様な資源やノウハウ、強みを活かして、連携・協働することも必要です。
- また、健康増進法第5条において、国、都道府県、特別区を含む市町村は「国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」と規定されており、国や都のみならず、他の区市町村とも連携等（協力要請含む）を図ることで区の健康づくりをより一層推進します。

(調査・研究)

第11条 区は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な調査及び研究を行うものとし、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

【解説】本条は、健康づくりの推進に関する「調査・研究等」を定めたものです。

- 区は、区民の健康づくりに関する施策を推進するために必要な調査及び研究を行うことを規定しています。計画の策定から個別事業検討、実施における各段階において、調査及び研究に取り組みます。

(北区健康づくり推進期間)

第12条 区は、健康づくりについて区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者の関心及び理解を深めるため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間として、北区健康づくり推進期間を定める。

【解説】本条は、「北区健康づくり推進期間」を定めたものです。

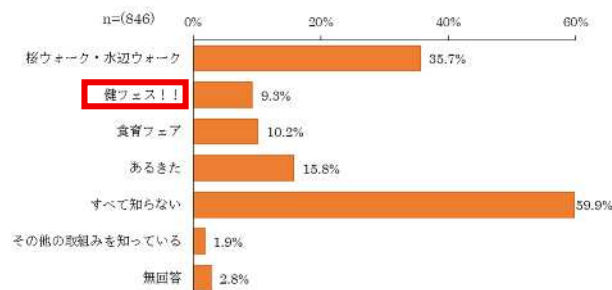
- 区は、区民等関係者が健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくり推進期間を定めるものとします。
- なお、区の健康づくりに関する事業認知度の効果的な底上げに寄与するため、10・11月の「健康フェスティバル」開催期間を健康づくり推進期間と定めます。

＜健康フェスティバルとは＞

- ・ 区民一人ひとりが自分に合った健康づくりの手法を見つけられるよう、10・11月の2か月間で様々なイベントを保健医療関係者及び健康づくり関係者と協力して開催し、区民の主体的な健康づくりの推進を図るものです。

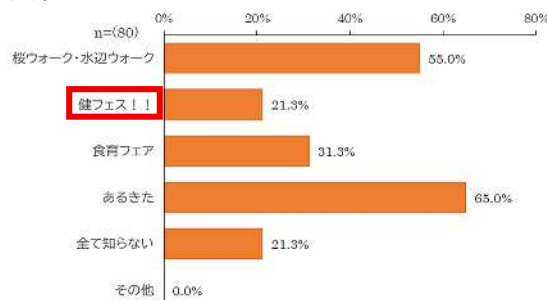
【関連調査・参考文献】

問11 北区の健康に関する取り組みを知っていますか。次の中から、内容も知っているものをすべて選んでください。(○はあてはまるものすべて)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（区民向け）（北区 令和8年3月）

問11 北区の健康に関する取り組みをご存じですか。内容も知っているものを選んでください。(複数選択可)



出典：健康づくりに関するアンケート調査（企業向け）（北区 令和8年3月）

(区民等に対する支援)

第13条 区は、健康づくりに関する施策を推進するために必要があると認めるときは、区民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

【解説】本条は健康づくりに関する「区民等に対する支援」を定めたものです。

- 区は、生活習慣病等の予防など、区民の健康づくりに関する施策を推進するため、様々な主体に対し必要な支援を行うことができる旨を定めています。
- 必要な支援とは、各種セミナーや研修の実施等の技術的な支援を含みます。

第3章 雑則 第14条

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に定めることとしています。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、区において現に存する健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第二項に定める市町村健康増進計画、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に定める市町村食育推進計画、及び自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第二項に定める市町村自殺対策計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

【解説】現在既に策定されている3種の計画については、本条例に基づき策定されたものとみなす旨規定しています。

